

特定水産資源等に関する沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の資源管理協定

協定締結日 令和5年11月10日

変更日 令和6年3月21日

協定認定日 令和6年3月27日

(目的)

第1条 本協定は、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「方針」という。）別紙2及び別紙3に定められた沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の漁獲対象となる特定水産資源等（きだい、ひらめ、やなぎむしがれい、にぎす、やりいか、まがれい、はたはた、あかがれい、そうはち、まだい、すけとうだら、するめいか、ずわいがに）の管理に関して、漁獲割当管理区分以外の特定水産資源については当該管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲可能量の管理を行うために効果的な資源管理を推進すること、特定水産資源以外の水産資源については当該水産資源の資源管理の目標を達成することを目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のための具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 沖合底びき網漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第2条第1号に掲げる沖合底びき網漁業をいう。
- 二 以西底びき網漁業 許可省令第2条第2号に掲げる以西底びき網漁業をいう。
- 三 操業 第五号から第二十二号までに定める水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。
- 四 協定管理者 本協定の別紙に定める沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の許可又は認可を受けた者を構成員とする団体並びにそれら団体を構成員とする団体をいう。
- 五 きだい日本海・東シナ海系群 方針別紙3-23に定めるきだい日本海・東シナ海系群をいう。
- 六 ひらめ太平洋北部系群 方針別紙3-28に定めるひらめ太平洋北部系群をいう。
- 七 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群 方針別紙3-29に定めるひらめ日本海中西部・東シナ海系群をいう。
- 八 やなぎむしがれい太平洋北部 方針別紙3-33に定めるやなぎむしがれい太平洋北

部をいう。

- 九 にぎす太平洋系群 方針別紙 3-26に定めるにぎす太平洋系群をいう。
- 十 やりいか太平洋系群 方針別紙 3-34に定めるやりいか太平洋系群をいう。
- 十一 まがれい日本海系群 方針別紙 3-31に定めるまがれい日本海系群をいう。
- 十二 はたはた日本海北部系群 方針別紙 3-27に定めるはたはた日本海北部系群をいう。
- 十三 あかがれい日本海系群 方針別紙 3-22に定めるあかがれい日本海系群をいう。
- 十四 そうはち日本海南西部系群 方針別紙 3-25に定めるそうはち日本海南西部系群をいう。
- 十五 まだい日本海西・東シナ海系群 方針別紙 3-32に定めるまだい日本海西・東シナ海系群をいう。
- 十六 すけとうだら太平洋系群 方針別紙 2-8に定めるすけとうだら太平洋系群をいう。
- 十七 すけとうだら日本海北部系群 方針別紙 2-9に定めるすけとうだら日本海北部系群をいう。
- 十八 すけとうだらオホーツク海南部 方針別紙 2-10に定めるすけとうだらオホーツク海南部をいう。
- 十九 するめいか 方針別紙 2-12に定めるするめいかをいう。
- 二十 ずわいがに太平洋北部系群 方針別紙 2-17に定めるずわいがに太平洋北部系群をいう。
- 二十一 ずわいがに日本海系群 A 海域 方針別紙 2-18に定めるずわいがに日本海系群 A 海域をいう。
- 二十二 ずわいがに日本海系群 B 海域 方針別紙 2-19に定めるずわいがに日本海系群 B 海域をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- 第 3 条 本協定の対象となる水域は、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第 5 の 9 の項の上覧に掲げる区域、大韓民国にあっては同表第 5 の 11 の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の 12 の項の上欄に掲げる区域）を除く。）とする。
- 2 本協定の対象となる水産資源の種類は、前条第五号から第二十二号に掲げる水産資源とする。
 - 3 本協定の対象となる漁業の種類は、前条第六号から第二十二号までに定める水産資源については沖合底びき網漁業、前条第五号に定める水産資源については以西底びき網漁業とする。

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、第2条第十六号から第二十二号までに定める特定水産資源については方針別紙2、第2条第五号から第十五号までに定める水産資源については方針別紙3に、それぞれ同水産資源について定める資源管理の目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、本協定の別添1に定める地区ごとの自主的管理措置とし、協定管理者が当該団体の構成員である参加者を指導及び管理することにより行うこととする。

(取組の履行確認に関する事項)

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、本協定の別添1に定める取組ごとに定める資料を基に確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第7条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項及び第52条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的な取組の対象水産資源の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、それぞれ、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象水産資源の資源評価が行われた結果、方針において当該水産資源に関して重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について協定管理委員会で調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、協定管理委員会は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

3 第1項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第10条 協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、別に定める参加届出書により所属する協定管理者を通して参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）に変更が生じた時は、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により協定管理者を通して当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会に対して、脱退届出書により協定管理者を通して当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（議決権及び決議）

第12条 参加者は参加届出書により本協定における議決に関する一切の権限を協定管理委員会に委任することができる。

2 本協定の変更及び廃止、本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止、法第126条に基づく農林水産大臣に対するあっせんの求め等、本協定第9条第1項の調査及び協議の結果並びに同条第2項及び第3項の違反の程度の認定の承認等は、協定管

理委員会の決議によるものとし、協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）の過半数の同意をもって行うものとする。

（協定管理委員会の設置）

第13条 本協定を円滑に実施するため、協定管理委員会を設置する。

- 2 協定管理委員は14人以内とし、別に定める協定管理委員会の規約に基づき協定管理委員を選出する。
- 3 協定管理委員会の事務局は、一般社団法人全国底曳網漁業連合会に設置するものとする。

（協定管理委員会等の機能及び経費の負担）

第14条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、参加者が協定に違反した場合の措置に関する事務、協定への参加又は協定からの脱退に関する事務、その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
 - 3 協定管理委員会は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を協定管理者又は参加者から徴収することができるものとする。

（その他）

第15条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

- 2 本協定の別添2に定める地区ごとにおけるその他の管理措置にも積極的に取り組み、水産資源の回復、維持又は増大に努める。

附則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

（本協定の参加者）

別添参加者名簿のとおり

（以上）

別紙（協定管理者）

地区	協定管理者
北海道	北海道機船漁業協同組合連合会
青森県	青森県機船底曳網漁業連合会
岩手県	岩手県底曳網漁業協会
宮城県	宮城県沖合底びき網漁業協同組合
	宮城県近海底曳網漁業協同組合
福島県	福島県機船底曳網漁業組合連合会
茨城県	茨城県沖底協会
	波崎底曳網漁業経営者協議会
千葉県	銚子市漁業協同組合底曳部会
愛知県	愛知県沖合底びき網漁業協会
三重県	一般社団法人全国底曳網漁業連合会
愛媛県	八幡浜漁業協同組合
秋田県	秋田県沖合底曳網漁業協議会
山形県	山形県機船底曳網漁業協議会
新潟県	新潟漁業協同組合岩船港支所
石川県	石川県底曳網漁業協会
福井県	福井県底曳網漁業協会
京都府	一般社団法人京都府機船底曳網漁業連合会
兵庫県	兵庫県機船底曳網漁業協会
鳥取県	鳥取県沖合底曳網漁業協会
島根県（1そうびき）	一般社団法人全国底曳網漁業連合会
島根県（2そうびき）	一般社団法人島根県機船底曳網漁業連合会
山口県	山口県以東機船底曳網漁業協同組合
長崎県（以西底びき）	一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会
中央団体	一般社団法人全国底曳網漁業連合会

別添 1

地区	対象魚種	自主的管理措置	履行確認資料
北海道 オホーツク海地区	すけとうだらオホーツク海南部	オホーツク海全域で一斉に1ヶ月半自主休漁する。1ヶ月は毎年2月10日から3月10日までとし、残り15日をその前後に加えることとする。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
	するめいか	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
北海道 太平洋地区	すけとうだら太平洋系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
	するめいか	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
北海道 日本海地区	すけとうだら日本海系群 (強度資源管理を行う者に限る)	小樽機船・市漁業協同組合所属船について、本地区での年間の操業隻日数上限を108日とする。また、稚内機船・枝幸漁業協同組合所属船について、本地区での年間の操業隻日数上限を96日とする。ただし、隻日数については、1隻が1日のうちにすけとうだらを1t以上漁獲した操業もって、これを1隻日とする。	操業隻日数上限表及び 漁獲成績報告書の写し
	すけとうだら日本海系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
	するめいか	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
青森県 太平洋地区	すけとうだら太平洋系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
	するめいか	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
青森県 日本海地区	まがれい日本海系群、 するめいか	4月～6月、9月～10月の間に、計10日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
	すけとうだら日本海系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
岩手県地区	すけとうだら太平洋系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
	するめいか	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
宮城県地区	すけとうだら太平洋系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
	するめいか	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
	ずわいがに太平洋北部系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表

別添 1

地区	対象魚種	自主的管理措置	履行確認資料
福島県地区	すけとうだら太平洋系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
	ずわいがに太平洋北部系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
茨城県地区	ひらめ太平洋北部系群	種苗放流事業に参画する。	種苗放流に要した経費を負担したことが分かる証拠書類
	やなぎむしがれい太平洋北部、 やりいか太平洋系群	複葉型オッターボードの使用を禁止する。	漁具の写真
千葉県地区	やなぎむしがれい太平洋北部、 やりいか太平洋系群	9月～翌6月の間に、計20日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
愛知県地区	にぎす太平洋系群	9月～翌6月の間に、計20日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
三重県地区	にぎす太平洋系群	9月～翌6月の間に、計20日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
愛媛県地区	やりいか太平洋系群	9月～翌4月の間に、計16日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
秋田県地区	はたはた日本海北部系群	4月～6月、9月の間に、計8日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
山形県地区	まがれい日本海系群	9月～翌6月の間に、計20日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
新潟県地区	すけとうだら日本海北部系群	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
	ずわいがに日本海系群 B 海域	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
石川県地区	ずわいがに日本海系群 A 海域	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
	あかがれい日本海系群	9月～翌6月の間に、計20日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し

別添 1

地区	対象魚種	自主的管理措置	履行確認資料
福井県地区	ずわいがに日本海系群 A 海域	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
		日本海ズワイガニ採捕に関する協定で定める採捕期間を遵守する。	採捕期間規制実施状況表
京都府地区	ずわいがに日本海系群 A 海域	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
		日本海ズワイガニ採捕に関する協定で定める採捕期間を遵守する。	採捕期間規制実施状況表
	あかがれい日本海系群	4月～5月の間に、計12日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
兵庫県地区	ずわいがに日本海系群 A 海域	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
		日本海ズワイガニ採捕に関する協定で定める採捕期間を遵守する。	採捕期間規制実施状況表
鳥取県地区	ずわいがに日本海系群 A 海域	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
		日本海ズワイガニ採捕に関する協定で定める採捕期間を遵守する。	採捕期間規制実施状況表
島根県地区 (1 そうびき)	ずわいがに日本海系群 A 海域	協定管理委員会で定める地区別に配分された漁獲量上限を遵守する。	地域別漁獲量上限設定実施状況表
		日本海ズワイガニ採捕に関する協定で定める採捕期間を遵守する。	採捕期間規制実施状況表
	そうはち日本海南西部系群	9月～翌5月の間に、計18日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
島根県地区 (2 そうびき)	そうはち日本海南西部系群	9月～翌5月の間に、計18日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
	ひらめ日本海中西部・東シナ海系群	種苗放流事業に参画する。	種苗放流に要した経費を負担した ことが分かる証拠書類
山口県地区	そうはち日本海南西部系群	9月～翌5月の間に、計18日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し
	まだい日本海西・東シナ海系群	種苗放流事業に参画する。	種苗放流に要した経費を負担した ことが分かる証拠書類

別添 1

地区	対象魚種	その他の管理措置	地区
長崎県地区 (以西底びき網漁業)	きだい日本海・東シナ海系群	袋網の目合いを 66mm 以上とする。	漁具の写真
		5 月～8 月の間に、計 19 日以上休漁を行う。	休漁実施状況表及び 漁獲成績報告書の写し

別添 2

地区	対象魚種	その他の管理措置
北海道 オホーツク海地区	いかなご類宗谷海峡	宗谷海峡海域におけるいかなごを対象とした操業を6～9月に短縮し、7～9月に月1回連続3日間の休漁日を設ける。
北海道 日本海地区	いかなご類宗谷海峡	宗谷海峡海域におけるいかなごを対象とした操業を6～9月に短縮し、7～9月に月1回連続3日間の休漁日を設ける。
青森県 太平洋地区	さめがれい太平洋北部、 きちじ太平洋北部	<p>下記の期間・区域において操業を行わない。</p> <p>①2月～3月：北緯38度35分11秒の線、北緯38度51分11秒の線、東経142度24分47秒の線、東経142度39分47秒の線で囲まれた海域</p> <p>②3月～4月：北緯39度45分10秒の線、北緯40度00分10秒の線、水深830mの等深線、東経142度59分47秒の線で囲まれた海域</p> <p>③5月～6月：北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線、北緯41度08分10秒の線、東経141度44分47秒の線、東経142度29分47秒の線で囲まれた海域</p>
	まだら本州太平洋北部系群	青森県尻屋崎の北方に位置する海域（農林漁区777-3区及び777-6区）において、放卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流を行う。
青森県	はたはた日本海北部系群	全長15cm未満の小型魚の採捕を行わない。混獲された場合は、直ちに再放流する。
日本海地区	まがれい日本海系群	11月～12月にひらめ幼稚魚保護区域内において操業を行わない。
岩手県地区	さめがれい太平洋北部、 きちじ太平洋北部	<p>下記の期間・区域において操業を行わない。</p> <p>①2月～3月：北緯38度35分11秒の線、北緯38度51分11秒の線、東経142度24分47秒の線、東経142度39分47秒の線で囲まれた海域</p> <p>②3月～4月：北緯39度45分10秒の線、北緯40度00分10秒の線、水深830mの等深線、東経142度59分47秒の線で囲まれた海域</p> <p>③5月～6月：北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線、北緯41度08分10秒の線、東経141度44分47秒の線、東経142度29分47秒の線で囲まれた海域</p>
	ひらめ太平洋北部系群	全長30cm未満の小型魚を再放流する。

別添 2

地区	対象魚種	その他の管理措置
宮城県地区	さめがれい太平洋北部、 きちじ太平洋北部	<p>下記の期間・区域において操業を行わない。</p> <p>①2月～3月：北緯38度35分11秒の線、北緯38度51分11秒の線、東経142度24分47秒の線、東経142度39分47秒の線で囲まれた海域</p> <p>②3月～4月：北緯39度45分10秒の線、北緯40度00分10秒の線、水深830mの等深線、東経142度59分47秒の線で囲まれた海域</p> <p>③5月～6月：北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線、北緯41度08分10秒の線、東経141度44分47秒の線、東経142度29分47秒の線で囲まれた海域</p>
	やなぎむしがれい太平洋北部、 きあんこう太平洋北部	<p>4月～6月に下記の区域において操業を行わない。</p> <p>①北緯37度15分59秒の線、北緯37度19分59秒の線、東経141度25分34秒の線、東経141度29分34秒の線で囲まれた海域</p> <p>②北緯36度35分11秒東経140度52分48秒の点、北緯36度35分11秒、東経140度55分48秒の点、北緯36度30分11秒東経140度53分48秒の点、北緯36度30分11秒東経140度50分48秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域</p> <p>③北緯36度02分12秒東経140度52分48秒の点、北緯36度02分12秒東経140度55分48秒の点、北緯35度57分12秒東経140度57分48秒の点、北緯35度57分12秒東経140度54分48秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域</p>
福島県地区	さめがれい太平洋北部、 きちじ太平洋北部	<p>下記の期間・区域において操業を行わない。</p> <p>①2月～3月：北緯38度35分11秒の線、北緯38度51分11秒の線、東経142度24分47秒の線、東経142度39分47秒の線で囲まれた海域</p> <p>②3月～4月：北緯39度45分10秒の線、北緯40度00分10秒の線、水深830mの等深線、東経142度59分47秒の線で囲まれた海域</p> <p>③5月～6月：北海道幌泉郡えりも町幌泉灯台中心点と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線、北緯41度08分10秒の線、東経141度44分47秒の線、東経142度29分47秒の線で囲まれた海域</p>

別添 2

地区	対象魚種	その他の管理措置
福島県地区	やなぎむしがれい太平洋北部、 きあんこう太平洋北部	<p>4月～6月に下記の区域において操業を行わない。</p> <p>①北緯 37 度 15 分 59 秒の線、北緯 37 度 19 分 59 秒の線、東経 141 度 25 分 34 秒の線、東経 141 度 29 分 34 秒の線で囲まれた海域</p> <p>②北緯 36 度 35 分 11 秒東経 140 度 52 分 48 秒の点、北緯 36 度 35 分 11 秒、東経 140 度 55 分 48 秒の点、北緯 36 度 30 分 11 秒東経 140 度 53 分 48 秒の点、北緯 36 度 30 分 11 秒東経 140 度 50 分 48 秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域</p> <p>③北緯 36 度 02 分 12 秒東経 140 度 52 分 48 秒の点、北緯 36 度 02 分 12 秒東経 140 度 55 分 48 秒の点、北緯 35 度 57 分 12 秒東経 140 度 57 分 48 秒の点、北緯 35 度 57 分 12 秒東経 140 度 54 分 48 秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域</p>
茨城県地区	さめがれい太平洋北部、 きちじ太平洋北部	<p>2月～3月に下記の区域において操業を行わない。</p> <p>・北緯 38 度 35 分 11 秒の線、北緯 38 度 51 分 11 秒の線、東経 142 度 24 分 47 秒の線、東経 142 度 39 分 47 秒の線で囲まれた海域</p>
	やなぎむしがれい太平洋北部、 きあんこう太平洋北部	<p>4月～6月に下記の区域において操業を行わない。</p> <p>①北緯 37 度 15 分 59 秒の線、北緯 37 度 19 分 59 秒の線、東経 141 度 25 分 34 秒の線、東経 141 度 29 分 34 秒の線で囲まれた海域</p> <p>②北緯 36 度 35 分 11 秒東経 140 度 52 分 48 秒の点、北緯 36 度 35 分 11 秒、東経 140 度 55 分 48 秒の点、北緯 36 度 30 分 11 秒東経 140 度 53 分 48 秒の点、北緯 36 度 30 分 11 秒東経 140 度 50 分 48 秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域</p> <p>③北緯 36 度 02 分 12 秒東経 140 度 52 分 48 秒の点、北緯 36 度 02 分 12 秒東経 140 度 55 分 48 秒の点、北緯 35 度 57 分 12 秒東経 140 度 57 分 48 秒の点、北緯 35 度 57 分 12 秒東経 140 度 54 分 48 秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域</p>
千葉県地区	さめがれい太平洋北部、 きちじ太平洋北部	<p>2月～3月に下記の区域において操業を行わない。</p> <p>・北緯 38 度 35 分 11 秒の線、北緯 38 度 51 分 11 秒の線、東経 142 度 24 分 47 秒の線、東経 142 度 29 分 47 秒の線で囲まれた海域</p>
	やなぎむしがれい太平洋北部、 きあんこう太平洋北部	<p>4月～6月に下記の区域において操業を行わない。</p> <p>①北緯 37 度 15 分 59 秒の線、北緯 37 度 19 分 59 秒の線、東経 141 度 25 分 34 秒の線、東経 141 度 29 分 34 秒の線で囲まれた海域</p> <p>②北緯 36 度 35 分 11 秒東経 140 度 52 分 48 秒の点、北緯 36 度 35 分 11 秒、東経 140 度 55 分 48 秒の点、北緯 36 度 30 分 11 秒東経 140 度 53 分 48 秒の点、北緯 36 度 30 分 11 秒東経 140 度 50 分 48 秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域</p> <p>③北緯 36 度 02 分 12 秒東経 140 度 52 分 48 秒の点、北緯 36 度 02 分 12 秒東経 140 度 55 分 48 秒の点、北緯 35 度 57 分 12 秒東経 140 度 57 分 48 秒の点、北緯 35 度 57 分 12 秒東経 140 度 54 分 48 秒の点を順次直線で結ぶ線により囲まれた海域</p>

別添 2

地区	対象魚種	その他の管理措置
千葉県地区	やなぎむしがれい太平洋北部、 きあんこう太平洋北部	下記の漁具の制限を行う。 ①チェーンによりグランドロープと身網の下端部に 25cm の間隙を設定。 ②先袖の目合を 150mm、奥袖及び脇 1 段の目合を 90mm、ペーシング 3 段の目合を 75mm に拡大。 ③複葉型オッターボードの使用を禁止する。
愛知県地区	あおめえそ中央	9 月～10 月に下記の区域において操業を行わない。 ・北緯 34 度 7.977 分東経 136 度 42.000 分の点、北緯 34 度 7.621 分東経 136 度 45.410 分の点とを結ぶ線以北で、東経 136 度 42.000 分の線、東経 136 度 45.410 分の線で囲まれた海域
愛媛県地区	やりいか太平洋系群	農林漁区 655-4 において、外套背長 5cm 以下のヤリイカが 1 航海で 100 ケース以上漁獲された場合は、その後 1 週間操業を自粛する。
秋田県地区	はたはた日本海北部系群	全長 15 cm 未満の小型魚の採捕を行わない。混獲された場合は、直ちに再放流する。
	まがれい日本海系群	使用漁場の一部を保護区とし、操業を自粛する。
山形県地区	まがれい日本海系群	6 月 1 日～15 日の間の連続した 5 日間及び 9 月 1 日～15 日の間の連続した 4 日間、山形県が指定する保護区での操業を行わない。
		全長 17 cm 以下又は体重 50g 以下の小型魚の水揚を行わない。
	はたはた日本海北部系群	3～6 月の間、当該資源を目的とした操業を行う際は袋網を 1 寸 5 分 (45 mm) 目以上とする。
		全長 15 cm 未満の小型魚の採捕を行わない。混獲された場合は、直ちに再放流する。
ひらめ日本海北部系群	全長 30 cm 未満の小型魚の採捕を行わない。	
新潟県地区	まがれい日本海系群	ヒラメ種苗放流海域及び魚礁付近の操業を行わない。
	はたはた日本海北部系群	全長 15 cm 未満の小型魚の採捕を行わない。混獲された場合は、直ちに再放流する。

別添 2

地区	対象魚種	その他の管理措置
石川県地区	あかがれい日本海系群、 ずわいがに日本海系群 A 海域	<p>以下の期間・区域において操業を行わない。</p> <p>①周年：橋立沖、金沢沖、福浦沖、輪島沖、蛸島沖の魚礁造成海域（合計 55km）。橋立沖、金沢沖、猿山沖、輪島沖の移植放流海域。ロラン 4 局 3300～3310 とロラン 3 局 3780～3800 で囲まれた区域（周年保護区）。</p> <p>②3 月 21 日～6 月 30 日：ロラン 4 局 2780～2900 の水深 250～400m、4 局 2900～3060 の水深 250～380m、4 局 3060～3100 の水深 250～350m、4 局 3100～3210 の水深 250～350mの各海域、4 局 3600～3700 と 3 局 3260～ 3280 で囲まれた海域、禄剛崎正北の線と鳳至郡鵜川港導流堤灯台南東の線の間水深 285～390mの海域。</p> <p>③9 月 1 日～11 月 5 日：ロラン 4 局 2780～2900 の水深 250～400m、4 局 2900～3060 の水深 230～380m、4 局 3060～3130 の水深 240～350m、4 局 3130～3210 の水深 250～350m、4 局 3550～3600 の 250m以深の各海域。</p> <p>④10 月 1 日～11 月 5 日：ロラン 4 局 3210 の線と禄剛崎正北の線間の 240～350m、禄剛崎正北の線と鳳至郡鵜川港導流堤灯台南東の線間の水深 270～390mの再放流各海域。</p> <p>⑤2 月 1 日～3 月 20 日：橋立沖、金沢沖の一部海域（ミズガニ・小型個体保護区）</p>
	あかがれい日本海系群	全長 20 cm未満の小型魚を再放流する。
		アカガレイを主目的に漁獲する場合、魚捕部には 6 節以下の網目を使用する。
	ずわいがに日本海系群 A 海域	メスガニの採捕は 11 月 6 日～12 月 29 日、ミズガニの採捕は全面自粛する。
		メスガニのうちアカコを採捕しない。
		メスガニの採捕尾数を日帰り船は 5,000 尾以内、1 晩泊り船は 8,000 尾以内、1 航海船は 16,000 尾以内に制限する。なお、日帰り船とは出港から帰港まで 24 時間以内のもの、1 晩泊り船とは出港から帰港まで 48 時間を超えないもの、1 航海船とは出港から帰港まで 48 時間以上のもとする。
ズワイガニ漁期外に改良網を使用して、稚ガニの保護に努める。		
ひらめ日本海中西部・東シナ海系群	全長 25cm 未満の小型魚を再放流する。	
ほっこくあかえび日本海系群	ホッコクアカエビを主目的に漁獲する場合、魚捕部には 9 節以下の網目を使用する。	

別添 2

地区	対象魚種	その他の管理措置
福井県地区	あかがれい日本海系群、 ずわいがに日本海系群 A 海域	以下の期間・区域において操業を行わない。 ①3月21日～6月30日及び9月1日～11月5日：水深250～350mの地先海域。 ②6月：ロラン4局2620の線以南、鋸崎正北の線以東の250m以浅の海域。 ③9月1日～11月5日：水深220～250mの海域。
		海底清掃、海底耕耘を行う。
	ずわいがに日本海系群 A 海域	甲幅10cm未満のカタガニ、甲幅7cm未満のメスガニ、甲幅10.5cm未満のミズガニを採捕しない。 メスガニのうちアカコを採捕しない。 メスガニの採捕尾数を日帰り船は3,500尾以内、1晩泊り船は6,000尾以内、1航海船は12,000尾以内に、ミズガニの採捕尾数を日帰り船は500尾以内、1晩泊り船は1,000尾以内、1航海船は1,500尾以内に制限する。なお、日帰り船とは出港から帰港まで24時間以内のもの、1晩泊り船とは出港から帰港まで48時間を超えないもの、1航海船とは出港から帰港まで48時間以上のものとする。
	京都府地区	あかがれい日本海系群、 ずわいがに日本海系群 A 海域
ずわいがに日本海系群 A 海域		甲幅10cm未満のモモガニ、甲幅7cm未満のメスガニを採捕しない。 メスガニの採捕は11月6日～12月31日、ミズガニの採捕は全面自粛する。 メスガニのうちアカコを採捕しない。 メスガニの採捕尾数を日帰り船は5,000尾以内、1晩泊り船は8,000尾以内に制限する。なお、日帰り船とは出港から帰港まで24時間以内のもの、1晩泊り船とは出港から帰港まで48時間を超えないものとする。

別添 2

地区	対象魚種	その他の管理措置
兵庫県地区	あかがれい日本海系群、 ずわいがに日本海系群 A 海域	以下の期間・区域において操業を自粛する。 ①本県沖 3 カ所に設けた保護区での周年操業禁止。 ②9 月から 10 月及び 4 月から 5 月まで、漁場の一部で操業禁止。 ③9 月 1 日～11 月 5 日：水深 230～300mの海域。
	ずわいがに日本海系群 A 海域	甲幅 10.5cm 未満のカタガニ、甲幅 7cm 未満のメスガニ、甲幅 10.5cm 未満のミズガニを採捕しない。 メスガニのうちアカコを採捕しない。 メスガニの採捕尾数を日帰り船は 3,500 尾以内、1 晩泊り船は 6,000 尾以内、1 航海船は 12,000 尾以内、ミズガニの採捕尾数を日帰り船は 300 尾以内、1 晩泊り船は 500 尾以内、1 航海船は 1,000 尾以内に制限する。なお、日帰り船とは出港から帰港まで 24 時間以内のもの、1 晩泊り船とは出港から帰港まで 48 時間を超えないもの、1 航海船とは出港から帰港まで 48 時間以上のものとする。 11 月中に 32 時間以上の在港を 3 回行う。
	鳥取県地区 あかがれい日本海系群、 ずわいがに日本海系群 A 海域	長尾鼻沖 36km、31km、52km、79km の 4 カ所の保護区で周年操業を行わない。
	あかがれい日本海系群	全長 20cm 未満の小型魚を再放流する。
鳥取県地区 (1 そうびき)	あかがれい日本海系群、 ずわいがに日本海系群 A 海域	甲幅 10.5cm 未満のカタガニ、甲幅 7cm 未満のメスガニ、甲幅 10.5cm 未満のミズガニを採捕しない。 メスガニのうちアカコを採捕しない。 メスガニの採捕尾数を日帰り船は 3,500 尾以内、1 晩泊り船は 6,000 尾以内、1 航海船は 12,000 尾以内、ミズガニの採捕尾数を日帰り船は 300 尾以内、1 晩泊り船は 500 尾以内、1 航海船は 1,000 尾以内に制限する。なお、日帰り船とは出港から帰港まで 24 時間以内のもの、1 晩泊り船とは出港から帰港まで 48 時間を超えないもの、1 航海船とは出港から帰港まで 48 時間以上のものとする。 11 月中に 32 時間以上の在港を 3 回または 24 時間以上の在港を 4 回行う。
	あかがれい日本海系群	全長 18cm 未満の小型魚を再放流する。

別添 2

地区	対象魚種	その他の管理措置
島根県地区 (1 そうびき)	ずわいがに日本海系群 A 海域	甲幅 10.5cm 未満のカタガニ、甲幅 7cm 未満のメスガニ、甲幅 10.5cm 未満のミズガニを採捕しない。
		メスガニのうちアカコを採捕しない。
		メスガニの採捕尾数を日帰り船は 3,500 尾以内、1 晩泊り船は 6,000 尾以内、1 航海船は 12,000 尾以内、ミズガニの採捕尾数を日帰り船は 300 尾以内、1 晩泊り船は 500 尾以内、1 航海船は 1,000 尾以内に制限する。なお、日帰り船とは出港から帰港まで 24 時間以内のもの、1 晩泊り船とは出港から帰港まで 48 時間を超えないもの、1 航海船とは出港から帰港まで 48 時間以上のものとする。
		11 月中に 32 時間以上の在港を 3 回または 24 時間以上の在港を 4 回行う。
島根県地区 (2 そうびき)	あかがれい日本海系群	9~11 月の間、採捕を自粛する。
山口県地区	あかむつ日本海	アカムツ産卵親魚保護のため、対馬周辺一部海域において 8 月 16 日から 31 日の間禁漁を行う。
	あかあまだい日本海西・九州北西部	種苗放流事業に参画する。
長崎県地区 (以西底びき網漁業)	きだい日本海・東シナ海系群	海底清掃を行う。
	まだい日本海西・東シナ海系群	種苗放流事業に参画する。